（建設工事　受注者用）

誓約書

令和　　年　　月　　日

宍粟市長　様

（受注者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　下記１の市発注工事契約（以下「本工事契約」という。）の締結にあたり、宍粟市暴力団排除推進条例（平成24年宍粟市条例第４号）（以下「条例」という。）を遵守し、宍粟市が締結する契約からの暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）の排除に協力するため、下記２のとおり誓約する。

　なお、発注者が本誓約書写し及び下記２（８）の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること並びに発注者が警察署長に下記２（１）及び同（２）に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の契約において暴力団等を排除するために利用し、また他の契約担当者に提供することについて同意する。

記

１　市発注工事名

２　誓約事項

　（１）受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。

　　ア　条例第２条第２号で規定する暴力団

　　イ　条例第２条第３号で規定する暴力団員

　　ウ　条例第２条第４号で規定する暴力団密接関係者

　（２）この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するにあたり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としないこと。

　（３）下請契約等の受注者（一次以下のすべての下請契約等の受注者を含む。以下同じ。）

が当該者を発注者とする下請契約等を締結するにあたり、第1号のアからウまでに該　　　当する者を契約の受注者としないよう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対し、その者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。

　（４）受注者が、前３号のほか本工事契約に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異義を述べないこと。

　（５）受注者は、下請契約等の受注者から、本誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各下請契約等の締結後、直ちに提出させて保管し、当該誓約書を本工事請負契約書の規定による工事が完成した旨の通知をする時までに提出すること。

　（６）受注者は、下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告すること。

　（７）発注者が、第５号により下請契約等の受注者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出すること。

　（８）発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するのかを確認するために、その役員等（発注者又は下請契約等の受注者が、個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報提供を求めた場合には、受注者はその役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。

　（９）受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団員等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者に報告し、又は、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行なうこと。下請契約等の受注者が暴力団員等から不当介入を受けた場合も同様とすること。